

長浜市告示第347号

長浜市デマンド型乗合タクシー運行要綱（平成19年長浜市告示第245号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月10日

長浜市長 浅見 宣義

第3条中「第4条第2項」を「次条第2項」に改める。

第8条を次のように改める。

（利用料金及び回数乗車券）

第8条 利用料金は、別表のとおりとし、運行事業者は、利用者から当該利用料金を現金で徴収するものとする。

2 運行事業者は、次の各号に掲げる回数乗車券を当該各号に定める代金で運行区域ごとに販売するものとする。この場合において、利用者は、回数乗車券1枚を運行事業者に提出することにより、運行区域内においては1乗車の利用料金の支払に代えることができ、運行区域外においては1乗車の利用料金の一部に充てることができるものとする。

(1) 400円分の回数乗車券12枚つづり 4,400円

(2) 200円分の回数乗車券10枚つづり 2,000円

3 前2項に規定する利用料金及び回数乗車券の代金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（企画乗車券）

第9条 市又は運行事業者は、企画乗車券を配布又は販売することができるものとする。

2 利用者は、1乗車につき企画乗車券1枚を運行事業者に提出することにより利用料金の支払に代え、又はその一部に充てることができるものとする。

3 企画乗車券の内容その他必要な事項は、別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

| 利用者区分 | 運行区域内利用料金                                                    | 運行区域外利用料金                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 一般    | 4 0 0 円                                                      | (1) 第 5 条の運行区域を 1 地区通過する場合 1, 0 0 0 円<br>(2) 第 5 条の運行区域を 2 地区通過する場合 1, 5 0 0 円 |
| 障害者   | 2 0 0 円                                                      |                                                                                |
| 小学生   |                                                              |                                                                                |
| 乳幼児   | 無料（同伴する大人（中学生以上の者をいう。） 1 人に対して 2 人まで。 3 人目からは小学生の利用料金を適用する。） |                                                                                |

備考

1 「運行区域外利用料金」とは、第5条の運行区域外に設置する停留所への利用料金をいう。ただし、第5条の運行区域のうち、西黒田・神田地区から田村駅停留所までの間並びに浅井地区及びびわ地区から虎姫駅停留所までの間を除く。

2 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けた者であって、利用の際に当該手帳を提示するものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の第8条第1項第3号の規定により購入した回数乗車券については、なお従前の例による。ただし、利用者は、この要綱による改正後の第8条第1項に規定する利用料金との差額を支払うものとする。